

長崎屋の建物退去土地明渡について

1 概要

内野宿長崎屋(管理棟)について、建物退去土地明渡の強制執行に係る手続きを進めるため、死亡した管理人の相続人調査を行ったところ5名の相続人が判明した。

その判明した全ての相続人から相続放棄に関する受理証明書が提出されたため、特別代理人の選任を申立て、改めて明渡し手続きを継続していくこととした。

その後、亡管理人の特別代理人が確定し執行に係る現地調査等を経て、令和6年5月30日に敷地内の工作物(舞台)を撤去、同年6月5日に管理棟内の残置物の収去作業が完了した。

2 経過

令和6年 2月16日	特別代理人の選任申立
令和6年 3月 1日	特別代理人の選任確定
令和6年 5月15日	強制執行に係る現地調査
令和6年 5月30日	敷地内工作物撤去作業
令和6年 6月 5日	管理棟内残置物収去作業
令和6年 9月 4日	強制執行調書受領

<内野宿長崎屋 平面図>

